

電気料金関係書類送付先変更依頼書

岩国市長 様
中国電力(株) 岩国営業所長 様

住 所
自治会等名
代 表 者

次の防犯灯に関する電気料金の請求書等の宛先について、下記の留意事項に同意の上、「岩国市 暮らし安心安全課」に変更を依頼します。

現支払者名義		
変更内容	送付先住所	〒740-8585 岩国市今津町一丁目14-51
	支払者名義	岩国市 暮らし安心安全課
	連絡先	(0827) 29-5018
	変更年月日	令和 年4月分料金から
契約番号	1	16
	2	17
	3	18
	4	19
	5	20
	6	21
	7	22
	8	23
	9	24
	10	25
	11	26
	12	27
	13	28
	14	29
	15	30

(※上記契約番号は、外灯設置場所一覧表、請求書、領収証等の書類でも可とする)

【留意事項】 ※必ずお読みください。

1. 防犯灯に係る消耗品（蛍光灯及び点灯管等の管球類）の交換に要する費用及び損傷又は故障等により防犯灯の照明器具その他に交換の必要が生じたときの交換費用は、これまで同様に自治会負担とし、適切な維持管理を行うこと。
2. 自治会等が解散をする場合には、防犯灯の契約を解除し、市での電気料金負担を取り止めます。
3. 自治会等において防犯灯の必要箇所を十分に検討し、LED化を進めるとともに、必要性の低いものは廃止する等、適切な配置に努めてください。
4. 電気料金前払「らくらく前払プラン」を適用のお客さまにおいて、料金精算が発生する場合は、中国電力から電気料金引落口座に返却されます。

以上